ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第七項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第九条の二第七項第二号中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第百四十九条第一項第二号」を「第百四十九条第一項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条及び第九条の四において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

第九条の二第三項第二号中「値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百四十九条第一項第二号」を「第百四十九条第一項第二号ロ」に、「ものに」を「天然ガス自動車に」に改め、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（二に「細目告示」を「旧細目告示」に、「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「当該自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いる旨が併せて明らかにされて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　法第百四十九条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

第九条の四第十八項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イに」を「第一号イからハまでに」に、「第二項及び第十項」を「から第三項まで及び第十二項から第十四項まで」に改め、同項の表第一項第二号の項中「次項第二号及び第十項第二号」を「以下この条」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を加え、「次項第二号及び第十項第二号」を「以下この条」に改め、「ＪＣ○八モード法」の下に「及びＷＬＴＣモード法」を加え、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第二項第二号 | 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及びその旨 | 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにＪＣ○八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 |

第九条の四第十八項の表第二項第二号の項中「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「その旨」に、「ＪＣ○八モード法」を「その旨並びにＪＣ○八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車」を「旨」に、同表第十項第二号の項中「第十項第二号」を「第十二項第二号」に改め、「（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）」を削り、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「ＪＣ○八モード法」を「その旨並びにＪＣ○八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第十三項第二号 | 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及びその旨 | 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにＪＣ○八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 |
| 第十四項第二号 | 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及びその旨 | 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにＪＣ○八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 |

第九条の四第十八項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第百五十七条第二項第二号ホ」を「第百五十七条第二項第三号ニ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十四項中「第百五十七条第二項第二号ロ」を「第百五十七条第二項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21　法第百五十七条第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。